

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月24日（令和6年（行情）諮問第1162号）、同年11月14日（同第1258号及び同第1259号）及び同年12月19日（同第1424号）

答申日：令和8年9月11日（令和8年度（行情）答申第568号ないし同第570号及び同第578号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年11月1日付け防官文第17192号、平成31年2月21日付け同第2853号、同年1月18日付け同第536号、令和元年5月8日付け同第126号、平成31年3月7日付け同第3711号、令和元年8月8日付け同第5556号、平成31年4月25日付け同第8268号及び令和元年9月20日付け同第7416号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第1258号）

ア （略）

イ 改めて原本の特定を求める。

交付された複写はモノクロであるが、原本はカラーと思われるので、改めて原本の特定を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第1258号）

ア （略）

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 審査請求書3 (原処分3に係るもの。諮問第1259号)

ア 上記(2)イと同旨。

イ (略)

(4) 審査請求書4 (原処分4に係るもの。諮問第1259号)

ア (略)

イ 上記(2)イと同旨。

(5) 審査請求書5 (原処分5に係るもの。諮問第1162号)

(略)

(6) 審査請求書6 (原処分6に係るもの。諮問第1162号)

ア (略)

イ 上記(2)イと同旨。

(7) 審査請求書7 (原処分7に係るもの。諮問第1424号)

ア (略)

イ 上記(2)イと同旨。

(8) 審査請求書8 (原処分8に係るもの。諮問第1424号)

ア 上記(2)イと同旨。

イ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について(諮問第1258号)

(1) 経緯

本件開示請求は、まず、「『飛行と安全』2018年7～8月号。」(以下「本件請求文書1」という。)の開示の求めがあり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書1及び文書2を特定し、その後、補正がなされ、請求内容が「『飛行と安全』2018年7～8月号。うち『飛行と安全』2018年8月号 表紙 「特修：空中給油」記事全て 「早期警戒機(E-2C)部隊の安全管理」奥付 について抜粋」に変更となったことから、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書3を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年11月1日付け防官文第17192号により、文書1及び文書2について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、平成31年2月21日付け同第2853号により、文書3について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであ

る。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年１０か月及び約５年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(２) 法５条該当性について

原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号１及び番号２のとおりであり、文書３のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

(３) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ 審査請求人は、「改めて原本の特定を求める」としているが、文書１ないし文書３のほかには本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２においては、文書３の法５条該当性を十分に検討した結果、上記(２)のとおり、文書３の一部が同条１号及び３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分２を維持することが妥当である。

３ 原処分３及び原処分４について（諮問第１２５９号）

(１) 経緯

本件開示請求は、まず、「『飛行と安全』２０１８年９～１０月。」（以下「本件請求文書２」という。）の開示の求めがあり、これに該当する行政文書として、別紙の１に掲げる文書４及び文書５を特定し、その後、補正がなされ、請求内容が「『飛行と安全』２０１８年９月号。・表紙・特集記事の全て・搭乗員コーナー・奥付、『飛行と安全』１０月号。・表紙・特集記事の全て・奥付」に変更となったことから、これに該当する行政文書として、文書６及び文書７を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３１年１月１８日付け防官文第５３６号により、文書４及び文書５について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った後、令和元年５月８日付け同第１２６号により、文書６及び文書７について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月及び約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号3及び番号4のとおりであり、文書5及び文書6のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分2」は「原処分3及び原処分4」と、「文書3」は「文書5及び文書6」と読み替える。)。

イ (略)

ウ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。)。

3 原処分5及び原処分6について(諮問第1162号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『飛行と安全』2018年11～12月。」(以下「本件請求文書3」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書8及び文書9を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月7日付け防官文第3711号により、文書8及び文書9のそれぞれ表紙及び目次について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分5)を行った後、令和元年8月8日付け同第5556号により、文書8及び文書9の表紙及び目次を除く部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年6か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表

の番号5ないし番号9のとおりであり、文書8及び文書9のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分2」は「原処分6」と、「文書3」は「文書8及び文書9」と読み替える。)

ウ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分5及び原処分6」と読み替える。)

4 原処分7及び原処分8について(諮問第1424号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『飛行と安全』2018年8月号(表紙のみ)及び2019年1～2月号。」(以下「本件請求文書4」といい、「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」を併せて「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書10ないし文書12を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月25日付け防官文第8268号により、文書10並びに文書11及び文書12のそれぞれ表紙及び目次について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分7)を行った後、令和元年9月20日付け同第7416号により、文書11及び文書12のそれぞれ表紙及び目次を除く部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分8)を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分8に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年6か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) (略)

(3) 法5条該当性について

原処分7及び原処分8において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号10ないし番号15のとおりであり、文書11及び文書12のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分2」は「原処分7及び原

処分 8」と、「上記（２）」は「上記（３）」と、「文書 3」は「文書 1 1 及び文書 1 2」と読み替える。）。

ウ 上記 1（３）オと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」は「原処分 7 及び原処分 8」と読み替える。）。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 1 1 6 2 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年 1 1 月 1 4 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 1 2 5 8 号及び同第 1 2 5 9 号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月 2 1 日 審議（令和 6 年（行情）諮問第 1 1 6 2 号）
- ⑥ 同月 1 2 月 6 日 審議（令和 6 年（行情）諮問第 1 2 5 8 号及び同第 1 2 5 9 号）
- ⑦ 同月 1 9 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 1 4 2 4 号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 令和 7 年 1 月 2 2 日 審議（令和 6 年（行情）諮問第 1 4 2 4 号）
- ⑩ 令和 8 年 9 月 7 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和 6 年（行情）諮問第 1 1 6 2 号、同第 1 2 5 8 号、同第 1 2 5 9 号及び同第 1 4 2 4 号）、令和 6 年（行情）諮問第 1 1 6 2 号、同第 1 2 5 8 号、同第 1 2 5 9 号及び同第 1 4 2 4 号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書（なお、本件請求文書 1 については原処分 1 の後に、また、本件請求文書 2 については原処分 3 の後に、それぞれ審査請求人により、開示請求内容が変更された。）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、原処分 1 及び原処分 5 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はな

いと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号1、番号3、番号5、番号7、番号10、番号11及び番号13に掲げる不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 担当医官の情報について

別表の番号8に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員が受診した担当医官に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分の記載だけでは、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると当該医官を知る者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号後段に規定する情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の操縦者に関する情報について

別表の番号6に掲げる不開示部分には、自衛隊の操縦者の練度に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の訓練状況及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

は我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 他国に関する情報について

別表の番号9に掲げる不開示部分には、装備品の安全管理に関する米国の活動に関する情報が記載され、番号12に掲げる不開示部分には、米軍の訓練空域に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、公にすることが予定されていない情報であって、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、特に番号9については、米国から必要な情報が得られなくなるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の組織、編成に関する情報について

別表の番号2及び番号4に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織、編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 自衛隊の運用、装備品等に関する情報について

別表の番号14及び番号15に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用、装備品等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度、態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求書(上記第2の2(1)イ)の記載からすれば、審査請求人は、カラーであるはずの文書1及び文書2につきモノクロの複写が交付されたとして、原処分文書特定が不十分であると主張するものと解されるが、開示の実施方法に関する主張と整理すべきものであり、当審査会において判断すべき内容ではないと解されることから、当該部分に係る判断はしない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ、約5年10か月、約5年7か月、約5年9か月、約5年4か月、約5年6か月、約5年1か月、約5年6か月及び約5年1か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書に該当する文書として原処分で特定した文書

(1) 原処分1及び原処分2 (諮問第1258号)

文書1 飛行と安全 2018年7月号 (No. 742) (1枚目ないし3枚目)

文書2 飛行と安全 2018年8月号 (No. 743) (1枚目ないし3枚目)

文書3 飛行と安全 2018年8月号 (No. 743) (表紙を除く。)(11ページないし21ページ、30ページないし32ページ及び58ページ)

(2) 原処分3及び原処分4 (諮問第1259号)

文書4 飛行と安全 2018年9月号 (No. 744) (1枚目ないし3枚目)

文書5 飛行と安全 2018年10月号 (No. 745) (1枚目ないし3枚目)

文書6 飛行と安全 2018年9月号 (No. 744) (表紙を除く。)(13ページないし26ページ、58ページないし61ページ及び70ページ)

文書7 飛行と安全 2018年10月号 (No. 745) (表紙を除く。)(12ページないし23ページ及び74ページ)

(3) 原処分5及び原処分6 (諮問第1162号)

文書8 飛行と安全 2018年11月号 (No. 746)

文書9 飛行と安全 2018年12月号 (No. 747)

(4) 原処分7及び原処分8 (諮問第1424号)

文書10 飛行と安全 2018年8月号 (No. 743) (1枚目のみ。)

文書11 飛行と安全 2019年1月号 (No. 748)

文書12 飛行と安全 2019年2月号 (No. 749)

2 本件対象文書

(1) 原処分2 (諮問第1258号)

文書3

(2) 原処分3及び原処分4 (諮問第1259号)

文書5及び文書6

(3) 原処分6 (諮問第1162号)

文書8及び文書9

(4) 原処分7及び原処分8 (諮問第1424号)

文書 1 1 及び文書 1 2

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 5 ページの写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	3 0 ページの本文の一部	自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 5	3 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 6	1 6 ページの本文の一部	自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 8	1 枚目ないし 5 枚目、1 3 枚目及び 8 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
6	文書 8	2 7 枚目及び 2 8 枚目	自衛隊の操縦者の練度に関する

		のそれぞれ一部	る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の訓練状況及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書9	3枚目ないし5枚目、16枚目、47枚目及び62枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書9	57枚目の一部	
9	文書9	10枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	装備品の安全管理に係る米国の活動に関する情報であり、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれ、米国から必要な情報が得られなくなるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書11	目次2枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
11	文書11	2枚目ないし4枚目、33枚目ないし35枚	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特

		目及び6 8枚目のそれぞれ写真の顔部分（法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 2	文書1 1	8枚目の一部	米軍の訓練空域に関する情報であり、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3	文書1 2	2枚目ないし5枚目、7枚目、3 6枚目及び3 8枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
1 4	文書1 2	2 2枚目の一部	自衛隊の運用等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 5	文書1 2	2 8枚目及び2 9枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用、装備品等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力、態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法

			5 条 3 号に該当するため不開示とした。
--	--	--	-----------------------